

※別紙

## 重要事項説明書

### 1. 施設運営法人

令和4年10月1日改定

事業者名	社会福祉法人 敬昌会
事業所所在地	長崎県平戸市戸石川町 950番地
代表者氏名	理事長 久枝 啓介
設立年月日	平成25年 12月 13日

### 2. 施設の概要

事業所の種類	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 【 平戸市 指定 第 4290700071 号 】
事業所名称	特別養護老人ホーム あんのん
事業の目的	介護保険法令に従い、契約者が、その有する能力に応じ可能な限り自律した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等を利用いただけるよう施設介護サービスを提供します。
建物の構造	鉄筋コンクリート3階建
延べ床面積	2202.65㎡
併設事業	短期入所生活介護 あんのん (指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護 あんのん)
事業所所在地	長崎県平戸市戸石川町950番地
電話番号	0955-23-8815
FAX番号	0955-23-8817
開設年月日	平成25年 12月 16日
管理者名	久枝 啓介

### 3. 利用対象者

(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護当施設を利用できるのは、以下の通りとなります。

○ 要介護3～5の認定を受けておられる方

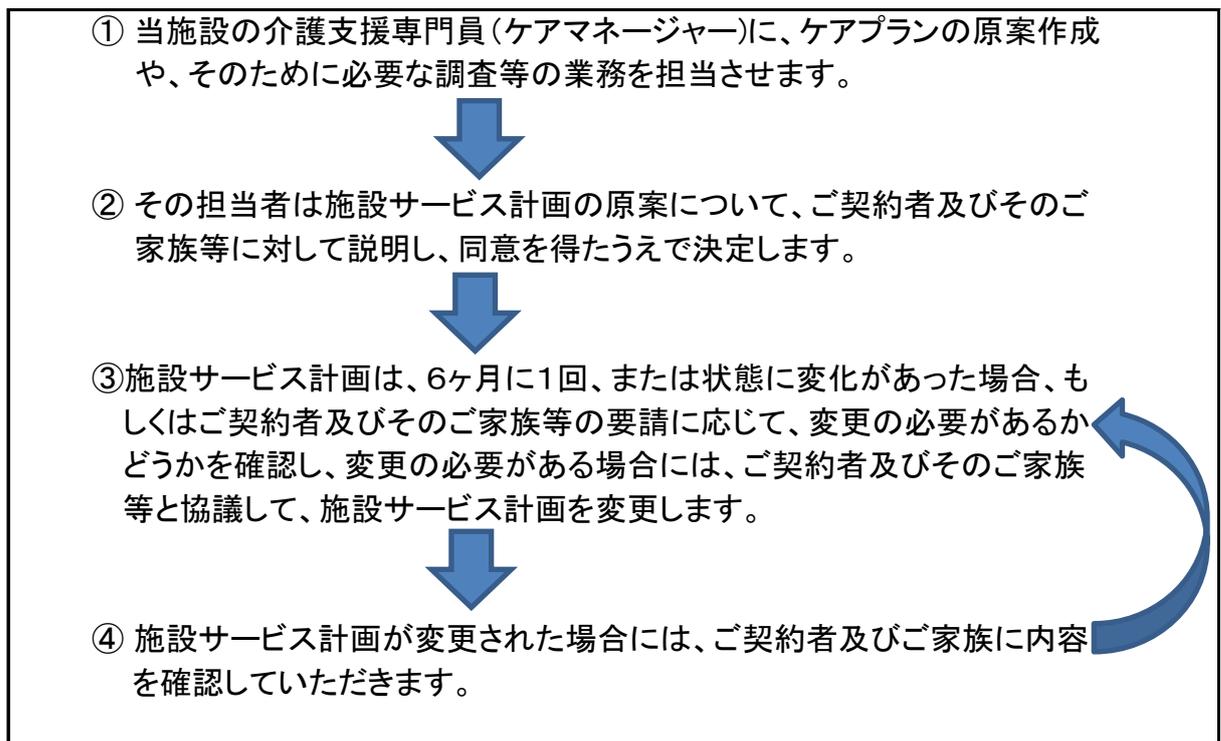
要介護1、2の認定を受けておられる方につきましては、市などの許可を得て入居が可能になる場合がございます。

(2) 利用開始時に要介護等認定を受けられる方であっても、利用後に要介護等認定でなくなった場合(非該当等)には、ご利用いただけなくなります。

### 4. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する施設サービス計画(以下「ケアプラン」という)に定めます。

ケアプランの作成及びその変更は次の通り行います。



### 5. 営業日及び利用定員、事業実施地域等

営業日及び営業時間	営業時間 年中無休
受付時間	9 : 00 ~ 18 : 00
利用定員数	29名
事業実施地域	平戸市

## 6. 居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しております。ご利用いただける居室は全て個室となります。入居される居室は、ご契約者の心身の状況や空室状況を勘案し決定します。

居室・設備の種類	室数	面積	設備等
個室(洋室)	29	10.94m <sup>2</sup>	洗面台・ベット・冷暖房完備
食堂・リビング			流し台・冷蔵庫・食器洗淨乾燥機・TV
			テーブル・椅子・ソファー
トイレ			1ユニットに4ヶ所
浴室			個浴・特殊浴槽
カラオケルーム			カラオケ機・ソファー
地域交流室			テーブル・椅子
医務室			体重計
相談室			テーブル・椅子

### \* 居室の変更

居室の変更等について…ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議の上決定するものとします。

### \* 居室に関する特記事項

トイレは居室外になります。必要に応じてポータブルトイレ等をご利用戴きます。また、ベッドは付属の設備をご利用いただけます。尚、各居室毎に洗面台が設置されております。

## 7. 職員の配置について

(1) 職員として、以下の職種の職員を配置しています。職員の配置につきましては指定基準を遵守しています。

職種	配置人数	
管理者	1名	ショートステイあんのん管理者兼務
介護職員	16名	
看護職員	3名	
機能訓練指導員	1名	ショートステイあんのん兼務
栄養士	1名	ショートステイあんのん兼務
介護支援専門員	1名	ショートステイあんのん兼務
生活相談員	1名	ショートステイあんのん兼務
事務員	2名	ショートステイあんのん兼務

( 2 ) 配置職員の職務内容は以下のとおりです。

- 【 管 理 者 】 … 責任者として施設管理を行います。
- 【 介 護 職 員 】 … ご契約者の日常生活上のお世話を行います。
- 【 看 護 職 員 】 … ご契約者の健康管理や療養上のお世話を行います。
- 【 機 能 訓 練 指 導 員 】 … ご契約者の日常生活で必要な機能訓練を行います。
- 【 栄 養 士 】 … ご契約者を栄養面から健康管理のお手伝いを行います。
- 【 生 活 相 談 員 】 … ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
- 【 介 護 支 援 専 門 員 】 … ご契約者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。
- 【 事 務 員 】 … 施設内の事務を行います。

## 8. 施設が提供するサービス

サービス内容	内 容
指定地域密着型介護 老人福祉施設入所者 生活介護計画書交付	心身に状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供開始前から終了に至るまでのご利用者が利用するサービスの断続性を配慮してサービス目標、当該目標を達成するための具体的内容等を記載した計画書を作成、説明し同意を得て、署名、捺印をいただき交付します。
入 浴	入浴又は清拭を、ご利用者の状況・希望に沿って実施し介助、援助を行います。
排 泄	ご利用者の状況に応じて適切な排泄援助を行うとともに排泄の自立についても適切な援助を行います。
食 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 栄養士の立てる献立により、ご利用者の身体状況及び嗜好を考慮した適時、適温の食事を提供します。</li> <li>・ ご利用者の自立支援のため出来る限り離床して食事をとって頂く事を支援いたします。</li> <li>・ 医師の指示に基づき適切な栄養量及び内容を有する治療食等を提供します。</li> <li>・ 食事時間はユニットごとにご利用者の希望に合わせ提供します。</li> </ul>
離床 ・ 整容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寝たきり防止のため、出来るかぎ離床に配慮します。</li> <li>・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。</li> <li>・ シーツ交換は週1回以上実施します。</li> </ul>

相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当事業所は、ご利用者及びご家族からのあらゆる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行います。</li> </ul>
社会生活の便宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当事業所では、必要な教養娯楽設備を備えるとともに施設での生活が実りあるものとするため、適宜レクリエーションを提供します。</li> <li>・ 教養娯楽活動 カラオケ・茶道・花道・園芸・手芸等 ( 材料費等が発生した場合、実費ご負担となります。 )</li> <li>・ レクリエーション 外出支援( 買い物・散歩・ドライブ ) 誕生会・季節行事・市町村行事参加 等</li> <li>* 教養娯楽活動・レクリエーションへの参加はご利用者、及びご家族が希望される際の参加となります。 なお、参加の強制はいたしません。</li> </ul>
機能訓練	<p>ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能の改善、又はその減退を防止するための訓練を実施します。</p> <p>* 機械を使用するリハビリ等ではございません。</p>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看護職員が、ご利用者の体調、健康状態等に応じ、必要な健康管理を行います。</li> <li>・ 緊急時等必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関に責任を持って引き継ぎます。</li> <li>・ 協力医療機関より定期的な往診を受けられます。</li> </ul>
理美容	<p>ご利用者希望時に外部より訪問理美容していただきます。</p> <p>* 実費負担となります。</p>

## 9. 料金及びその他の費用

( 1 ) 介護保険制度における利用料は介護報酬の告示上の額とし、別紙の「特別養護老人ホーム あんのん利用料金一覧表」のとおりとします。

\* 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約の負担額を変更します。

( 2 ) 限度額内サービスのうち、高額介護サービス費に該当する場合には、償還払いで給付されます。

- (3) 緊急の事由等で要介護認定を受けていない方が入居される場合は、サービス利用料金を一旦全額お支払いいただきます。要介護認定を受けた後に、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。  
\* 償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した、「サービス提供証明書」を交付します。
- (4) 介護保険負担限度額認定証の交付を受けられた方は、記載事項の通り利用料負担の減額を行います。
- (5) 介護保険料等に変更があった場合は、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。
- (6) 食事を中止される場合  
2日前の17時までにご連絡下さい。それ以降の連絡は食事代の実費1,380円をお支払い頂くこととなります。入院・体調不良等、その理由の如何は問いません。
- (7) 入院・外泊をされた場合  
サービス利用単位は発生しませんが、7泊8日(外泊開始日と終了日を除く6日間)を限度として、介護保険法で定められた福祉施設外泊時費用が発生します。また、居住費については、入院・外泊期間中も自己負担限度額分は原則的に発生します。
- (8) 利用料金の支払い方法  
料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し翌月の15日前後にご請求します。請求月の月末までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

ア、 金融機関自動振替

ご利用者様の指定する親和銀行の口座からの自動引落としとなります。

\* 口座引落としの手続き完了までは下記指定口座へのお振込みをお願いします。

\* 請求月の27日に自動振替させていただきます

イ、 下記指定口座へのお振込み

十八親和銀行 平戸支店 普通預金 3023369

(口座名) 社会福祉法人 敬昌会 理事長 久枝 啓介

\* 振込み手数料はご利用者様の負担となります。

\* お振込みされた金融機関の振込み明細書をもって領収書に代えます。

また領収書発行を希望された方には利用者及びご家族が指定する方には指定する送付先に対して、次月請求書に同封して領収書を送付いたします。

## 10. 苦情の受付及び苦情を解決する為に講ずる措置

### 1. 相談又は苦情に対応する常設の窓口設置及び担当者の配置

(1) ご利用者及びご家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために専用の窓口を設置し、必要な措置を講じます。また、相談者のプライバシーの確保と秘密保持のために、苦情・相談室を設けます。

(2) 苦情・相談の窓口担当者を選任し、当該担当者が苦情・相談にあたる。

なお、窓口での解決が困難な場合は、次項「苦情処理を円滑かつ迅速に行うための処理体制・手順」により苦情・相談の解決にあたる。

- ・ 窓口担当者 生活相談員 橋元 紘治
- ・ 苦情解決責任者 管理者 久枝 啓介
- ・ 受付時間 午前9時00分～午後5時00分
- ・ 受付方法 電話・FAX・面接・苦情受付箱

電話	0950-23-8815
FAX	0950-23-8817
面接場所	あんのん 相談室
苦情受付箱	玄関ロビー

### 2. 行政機関等その他の苦情受付機関

平戸市役所 長寿保険課	所在地	長崎県平戸市岩の上町1508番地3
	電話番号	0950-22-4111
	対応時間	午前9時～午後5時(土日、祝日は除く)
長崎県国民健康 保険団体連合会 (国保連)	所在地	長崎県長崎市今博多町8番地2
	電話番号	0958-26-1599
	対応時間	午前9時～午後5時(土日、祝日は除く)

## 11. 医療について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において、診療・入院の治療等を受けることができます。ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院の治療等を保証するものではありません。また、下記医療機関での、診療・入院の治療等を義務付けるものではありません。

病院名	医療法人 医理会 柿添病院
所在地	長崎県 平戸市 鏡川町 278
電話番号	0950-23-2151
診療科目	内科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、 眼科、歯科、循環器科

## 12. サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご契約者に対しサービスを提供するにあたり、以下のことを守ります。

- ①ご契約者の生命・身体・財産の安全に配慮します。
- ②ご契約者の体調・健康管理から必要な場合には、医師または看護職員と連携し、ご契約者からの確認を行います。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定し備えるとともに、ご契約者に対して、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご契約者および他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご契約者の行動を制限する行為は行いません。  
※やむを得ず行う場合は、ご契約者およびご家族へ説明・同意の上、必要最小限の範囲で行うよう努めます。
- ⑤ご契約者に対するサービスの記録を作成し、契約終了後2年間保持し、ご契約者もしくは代理人の請求に応じ、記録の閲覧・複写物の交付をします。  
※複写は当説明書記載の費用をご負担いただきます。
- ⑥サービスを提供するにあたり、知り得たご契約者に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。  
※ご契約者に医療上の必要がある場合は、医療機関にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者の円滑な退居の為の援助を行う場合には、ご契約者の同意を得て情報提供を行います。

## 13. 施設利用の留意事項

当施設をご利用される皆様が、安全で快適に過ごす事ができるよう、以下の事項をお守りください。

### (1) 持ち込みについて

以下のものは持ち込むことができません

- 炎の出るもの(喫煙に関する以外のローソク・線香など)
- 動物(哺乳類・鳥類・爬虫類・魚類など)
- 危険物(火薬類・石油類・劇薬・必要以上の薬など)
- 居室に入りきらない量の物品
- 刃物及び銃器またはそれに類するもの

### (2) 面会について

面会時間は、9:00～17:00となります。

また、面会の際は、以下のことにご注意下さい。

- 飲食物のお持ち込みの際は、必ず各ユニット担当者へお声かけ下さい。
- 生ものをお持込の際は、衛生管理に十分ご注意ください。
- 職員に対する金品・茶菓などのご配慮はご遠慮させていただきます。

### (3) 喫煙

- 居室および決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。

#### (4) 飲酒

- 飲酒の際は必ず各ユニット担当者へお声かけ下さい。
- 飲酒は他人に迷惑をかけず、健康を害さない程度でお楽しみください。

#### (5) 施設・設備使用上の注意

- 居室および共用施設・敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- 故意または注意を怠り過失により施設・設備を滅失・破損・汚損もしくは変更した場合は、ご契約者の自己負担により原状復帰していただくか、相当の代価をお支払いいただく事になります。
- 他の利用者および従業員の迷惑となるような、宗教活動・政治活動・営利活動を行う事はできません

#### (6) 家族等の宿泊

- ご契約者のご家族等の宿泊は、必ず事前に各ユニット担当者にご相談ください。

### 14. 施設を退居していただく場合

当施設との契約では、契約が終了する日は定めていません。ただし、以下のような事由が発生した場合は退居していただくこととなります。

- ① ご契約者が死亡した場合。
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が非該当と判定された場合。
- ③ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により施設を施設を閉鎖した場合。
- ④ 事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。
- ⑤ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合。
- ⑥ ご契約者から中途解約・契約解除の申し出があった場合。

※ 契約の有効期間内であっても、ご契約者から当施設に退居を申し出ることができます。

その場合は、退居を希望する日の7日前までにお知らせください。

- ⑦ 事業者から契約解除の申し出を行った場合。
- ⑥、⑦につきましては詳しくは下記内容(1)、(2)となります。

#### (1) ご契約者から申し出があった場合

- ① 介護保険対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ② 事業所の運営規程の変更に同意できない場合。
- ③ 契約者が入院した場合。
- ④ 事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく契約書に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合。
- ⑤ 事業者もしくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合。
- ⑥ 事業者もしくはサービス従業者が故意または過失により契約者の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑦ 他の入居者がご契約者の身体・財産・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

(2)事業者からの申し出による場合

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず支払われない場合。
- ③ご契約者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従業者もしくは、他の入居者等の生命・身体・健康・財産・信用等を傷つけ、またはご契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合。
- ④ご契約者が連続して3ヶ月以上病院または診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合
  - 3ヶ月以内の入院の場合  
入院前の居室を引き続きご利用いただけます。ただし入院期間中も居住費が発生いたします。
  - 3ヶ月以内に退院ができない、もしくは見込まれない場合、契約は解除とさせていただきます。この場合、再入居につきましては、改めてお申込をいただく必要があります。

## 15. 身元引受人

契約書第9条に基づき、身元引受人をご指定ください。身元引受人の主な責任は以下のとおりです。

- ①事業者に対する支払い等の経済的債務
- ②入院等に関する手続き、費用負担
- ③契約終了後のご契約者の受け入れ先の確保
- ④ご契約者が死亡した場合のご遺体および残置物の引き取り等の対応

## 16. 代理人

契約書第10条に基づき、代理人をご指定ください。代理人は契約期間中におけるご契約者が判断能力を失った場合に、ご契約者に代わってその権利義務にかかわる事務処理などについてお手伝いいたします。

